

岐阜県障がい者総合相談センター展示室展示要領

平成27年4月1日施行

1 目的

近年、障がい者の自立や社会参加に資するための福祉機器は多様となり、新たな製品の開発も進んでいる。これら福祉機器にかかる情報を必要とされる人々に提供するため、岐阜県障がい者総合相談センターの展示室において、福祉用具等の展示を行う。

2 福祉用具等の選定

展示する福祉用具、各種パネル、その他啓発物（以下「展示物等」という。）は、身体障害者更生相談所が必要と認めて購入、借上げするもののほか、出展希望者から申請のある場合は、別に定める「岐阜県障がい者総合相談センター展示物等審査会」（以下「展示物等審査会」という。）の審査により、選定する。

3 展示物等の範囲

別紙に示す展示物等を対象とする。

なお、専門的リハビリ機器や医療機器、健康機器等は原則として対象外とする。

4 展示申請者の範囲

展示を申請する申請者の形態（会社・団体・個人の別）は限定しない。

5 申請方法

福祉用具については別紙様式1により、福祉用具以外については別紙様式2により申請する。

6 申請受付期間

申請は通年受け付ける。

7 審査

展示する展示物等については、展示物等審査会により随時審査する。

なお、緊急を要するとき、その他必要なときは、書面による審査を行うことができるものとする。

8 結果通知

審査終了後、申請者に対して結果を通知する。

9 費用負担

展示する経費は不要とする。

展示物等の搬入、搬出、メンテナンス等の費用は出展者の負担とする。

10 預かり証

県は、出展者に対し借用物品の預かり証を交付する。

(別紙) 展示する展示物等の範囲

福祉用具 (パネル、パンフレット、カタログを含む)

車いす

義手・義足

座位保持装置

補聴器

意思伝達装置

その他の補装具

ニュー福祉機器

日常生活用具

自助具

障がいに係る各種啓発物

その他必要と認められるもの